

第1章 総論

1 県戦略策定の趣旨

埼玉県では、生物多様性の保全の取組について普及啓発を図るため、2008（平成20）年3月に「生物多様性保全県戦略」（以下、「県戦略」という。）を策定しました。

この県戦略は、生物多様性の保全を県民の身近な問題として捉え、県、市町村、企業等はもちろん、NPOや県民一人一人が、できることから行動していくためのガイドとして示しました。今日に至るまで、多くの県民が生物多様性の保全への理解を深め、自然環境と人が共生するにはどのような取組が必要なのかを考えるきっかけづくりとして広く活用されてきました。

2008（平成20）年6月に、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を進める上での基本的な考えを示す「生物多様性基本法（平成20年法律第58号）」が制定されました。その後、2010（平成22）年10月には「生物多様性条約第10回締約国会議」（通称「COP10」）における「愛知目標」が採択され、続いて「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）」が2010（平成22）年10月に公布され、2011（平成23）年に施行されました。また、国家戦略の見直しが行われ「生物多様性国家戦略2012－2020」が2012（平成24）年9月に閣議決定されたことで、生物多様性の保全に対する社会的要請が増大しました。

この間、県では、県民の生物多様性への関心を高めるための普及啓発に努め、県戦略に示す県民主体の保全活動を推進したことにより、生物多様性の認知や保全活動が徐々に広がりつつありますが、未だ全県的な浸透には至っていません。

そこで、今回の県戦略では「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略2012－2020」といった国の方針等を参考にし、新たに、本県の生物多様性の保全及び生物多様性への影響を回避又は最小にしつつ、持続可能な利用を実現させるための取組として、3つの基本戦略を定めました。

この基本戦略では、生物多様性と関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、自然環境への配慮や生態系の再生・保全、これらを維持していくための担い手の育成等、生物多様性の保全に資するとされる取組内容を示しました。県が主体となり、生物多様性の保全及び持続可能な利用を実現させるための取組に向けた施策を展開し、県民の生活を支える生態系サービスの回復や機能向上を目指します。なお、各市町村における地域特性を生かした地域戦略の策定が、新たな県戦略の策定により促進されることが期待されます。

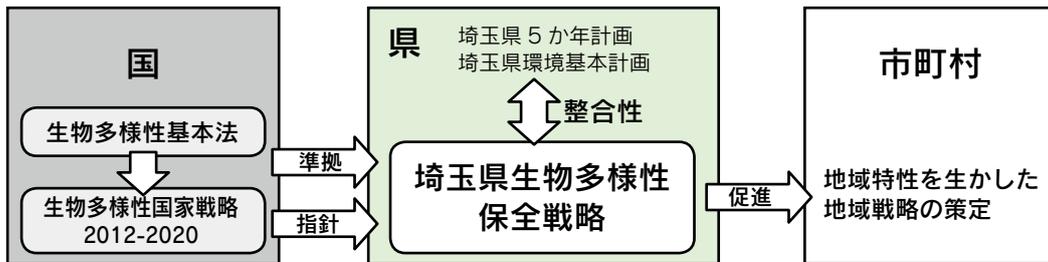


「生物多様性保全県戦略」
（平成20年3月策定）

2 県戦略の位置づけ

県戦略は、「生物多様性基本法」の第 11 条に基づく地域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画であり、「生物多様性国家戦略 2012-2020」を指針としています。

また、県の総合計画である「埼玉県 5 か年計画」及び「埼玉県環境基本計画」と整合性を図り、生物多様性の保全施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



3 取組の期間

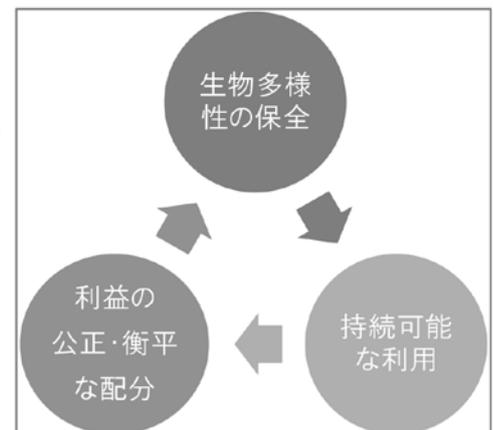
取組の期間は、2017（平成 29）年度から 2021（平成 33）年度までとします。

4 生物多様性をめぐる国内外の動き

生物多様性に関しては、1993（平成 5）年 12 月の「生物の多様性に関する条約」の発効をきっかけとし、世界的な動きがありました。

(1) 生物の多様性に関する条約（通称「CBD」（Convention on Biological Diversity の略））

「生物の多様性に関する条約」（以下、「生物多様性条約」という。）は、特定の地域の生態系や種の保全に限らず、地球規模で生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みの必要性を踏まえて、1992（平成 4）年 6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（通称「地球サミット」）」で採択され、1993（平成 5）年に発効されました。196 の国と地域が加盟（2017（平成 29）年 9 月現在）しています。日本は、1993（平成 5）年 5 月に条約締結した 18 番目の締約国です。



生物多様性条約の 3 つの目的の関係

生物多様性条約 (CBD) とは

生物多様性の包括的な枠組みの必要性を踏まえて採択された条例 196 の国と地域が加盟 (2017 年 9 月現在)。

《条約の目的》

- ① 生物の多様性の保全
- ② 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

(2) 生物多様性基本法

2008 (平成 20) 年に制定された「生物多様性基本法」は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。「生物多様性基本法」では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき 13 の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方を示しています。

生物多様性の保全の責務では、国及び地方公共団体は施策の実施等を行うこととし、事業者、国民、民間団体は基本原則に準じた活動等に努めることと規定しています。

また、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されています。

生物多様性基本法の基本原則 (第 3 条)

○ 生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- (1) 保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- (2) 利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

○ 保全や利用に際しての考え方

- (3) 予防的順応的取組方法
- (4) 長期的な観点
- (5) 温暖化対策との連携

(3) 生物多様性条約締約国会議 (通称「COP」(Conference of the Parties の略))

「生物多様性条約」の最高意思決定機関である締約国会議は、おおむね 2 年に 1 回開催されます。「生物多様性条約第 10 回締約国会議 (通称「COP10」)」は、2010 (平成 22) 年 10 月 18 日から 29 日まで愛知県名古屋市の名古屋国際会議場で、「いのちの共生を、未来へ (Life in Harmony, into the Future)」をスローガンに開催されました。COP10 では、2011 (平成 23) 年以降の新たな「生物多様性条約戦略計画」や、2020 (平成 32) 年までをターゲットとした 20 個の個別目標を設定した「愛知目標」が採択されました。

「愛知目標」は、「生物多様性条約」の全体の取組を進めるための柔軟な枠組みとして位置付けられ、各国が生物多様性の状況や取組の優先度に応じて個別目標を設定し、各国の生物多様性の国家戦略の中に組み込んでいくことが求められています。

また、COP11 では、「生物多様性条約戦略計画」に沿う形で国家戦略の改定を行うよう強い要請がありました。

愛知ターゲット 20 の目標（引用：環境省生物多様性ウェブサイト）



(4) 生物多様性国家戦略

日本は、1993（平成 5）年 5 月に「生物多様性条約」を締結しました。その後 1995（平成 7）年に最初の「生物多様性国家戦略」が策定されました。これは、「生物多様性条約」及び「生物多様性基本法」に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画であり、これまでに 4 回の改定を行っています。

2012（平成 24）年に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」（以下、「国家戦略」という。）では、COP10 で採択された「愛知目標」の達成に向けた国のロードマップや、2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方等を示しています。さらに、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定や見直しに向けた指針となっています。

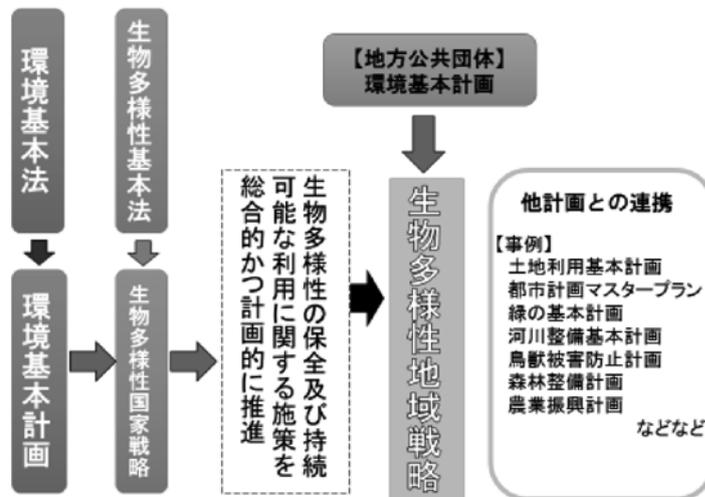
生物多様性国家戦略 2012-2020

愛知目標の達成に向けたロードマップの提示と「5 つの基本戦略」を設定

《 5 つの基本戦略 》

- ① 生物多様性を社会に浸透させる
- ② 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- ③ 森・里・川・海のつながりを確保する
- ④ 地球規模の視野を持って行動する
- ⑤ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

生物多様性地域戦略の位置づけ



(5) 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（以下、「生物多様性地域連携促進法」という。）は、地域において多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することで、豊かな生物多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、2010（平成22）年10月に制定されました。これを受け、国では「地域連携保全活動の促進に関する基本方針（農林水産省・国土交通省・環境省告示第2号）」（以下、「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めました。

また、「生物多様性地域連携促進法」では、市町村は単独で又は共同して、「地域連携保全活動基本方針」に基づき、市町村区域における「地域連携保全活動の促進に関する計画」を作成することができるとし、この計画に基づく「地域連携保全活動」に適用される措置の外、協議会や支援センターの設置等について定めています。

(6) 生物多様性年表

西暦	世界	日本	埼玉県
1990 ～	1992(H4)年 環境と開発に関する国連会議 (UNCED)(地球サミット会議で条約署名開始) リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル) 1993(H5)年 生物多様性条約(CBD)採択 ナイロビ(ケニア) 1994(H6)年 第1回締約国会議(COP1) ナッソー(バハマ)	1993(H5)年 生物多様性条約締結	1994(H6)年 環境基本条例制定
1995 ～	1995(H7)年 第2回締約国会議(COP2) ジャカルタ(インドネシア) 1996(H8)年 第3回締約国会議(COP3) ブエノス・アイレス(アルゼンチン) 1998(H10)年 第4回締約国会議(COP4) ブラチスラバ(スロバヴァキア)	1995(H7)年 生物多様性国家戦略策定	1996(H8)年 環境基本計画策定 1996年(H8)年 レッド・データブック動物編初版刊行 1998(H10)年 レッド・データブック植物編初版刊行
2000 ～	2000(H12)年 第5回締約国会議(COP5) ナイロビア(ケニア) 2002(H14)年 特別制約国会議(ExCOP) モントリオール(カナダ) 第6回締約国会議(COP6) ハーグ(オランダ)2010年目標採択 2004(H16)年 第7回締約国会議(COP7) クアラルンプール(マレーシア)	2002(H14)年 新生物多様性国家戦略策定	2000(H12)年 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例制定 2001(H13)年 環境基本計画(第2次)策定 2002(H14)年 レッド・データブック動物編2訂刊行
2005 ～	2006(H18)年 第8回締約国会議(COP8) クリチバ(ブラジル) 2008(H20)年 第9回締約国会議(COP9) ボン(ドイツ)	2007(H19)年 第3次生物多様性国家戦略策定 2008(H20)年 生物多様性基本法制定	2005(H17)年 レッド・データブック植物編2訂刊行 2007(H19)年 環境基本計画(第3次)策定 2008(H20)年 レッド・データブック動物編3訂刊行 2008(H20)年 生物多様性保全県戦略策定
2010 ～	2010(H22)年 第65回国連総会ハイレベル会合 ニューヨーク(アメリカ) 2010(H22)年 第10回締約国会議(COP10) 名古屋(日本) 「愛知目標」採択 2012(H24)年 第11回締約国会議(COP11) ハイデラバード(インド) 2012(H24)年 生物多様性と生態系サービスに関する 政府間科学プラットフォーム(IPBES) 設立 2014(H26)年 第12回締約国会議(COP12) ピョンチャン(韓国)	2010(H22)年 生物多様性国家戦略2010策定 2010(H22)年 生物多様性地域連携促進法制定 2012(H24)年 生物多様性国家戦略 2012-2020策定	2012(H24)年 レッド・データブック植物編3訂刊行 2012(H24)年 環境基本計画(第4次)策定
2015 ～	2016(H28)年 第13回締約国会議(COP13) メキシコ		2017(H29)年 環境基本計画(第4次)策定 2018(H30)年 レッド・データブック動物編第4訂刊行 2018(H30)年 生物多様性保全県戦略改定